

姫路市地域おこし協力隊募集要項

1 趣旨

兵庫県姫路市の沖合い18kmの瀬戸内海に浮かぶ大小40余りの島々から成る家島諸島。家島の魅力の一つは、島の近海で獲れる新鮮な魚介類です。複雑な海岸線に囲まれた島周辺は、魚の格好の棲み家で、タイやタコ、アジなど年中多くの魚介が揚げられます。特に、ぼうぜ鯖、ぼうぜがに（ガザミ）、^{はなひめさむら}華姫鱒、^{しらさぎはも}白鷺鱧はブランド魚として売出し中で、島内の旅館や飲食店には新鮮な魚料理を求めて多くの来訪者があります。

また、本島の港の両側に山が迫る裾野に石材運搬船、ドックや建物が並び、島の人たちが生き生きと行き交う瀬戸内の港町や、隣接する坊勢島の湾奥の漁港を取り囲む漁村の風景は他の島では見かけることが少ない貴重な風景です。まるで昭和にタイムスリップしたような原風景を大阪からは2時間、姫路市本土からは30分の至近距離で味わえます。

一方、全国の離島と同様に、人口流出、高齢化等に伴い、地域活動の担い手が減少し、将来的に地域の活力が失われてしまう可能性があります。そこで、こうした様々な課題に向き合いながら豊かな地域資源を活用し、地域の方々と一緒になって活性化に協力していただける方を募集します。

※家島諸島の魅力については、こちらをご覧ください。

姫路市ホームページ 家島地域紹介ページ <http://www.city.himeji.lg.jp/s20/3251001.html>

家島観光事業組合 <http://h-ieshima.jp/>

2 募集人員

地域おこし協力隊員 若干名

3 活動地域

家島諸島（人口4,898人（平成27年度国勢調査））

4 活動内容

- (1) 地域資源（観光・特産品）の発掘、振興に係る支援活動
- (2) 住民の生活支援、水産業等の応援・従事など地域活動及び地域の維持・活性化につながる活動
- (3) 家島暮らしの魅力情報の発信・PRなどの移住促進活動
- (4) 地域行事の支援・共同作業イベントなどの活動

5 募集対象

次の(1)～(5)の要件を満たす方で、採用後に家島町に住民票を移し、居住できる方。

- (1) 次の(ア)・(イ)のいずれかに該当する方
 - (ア) 離島振興法、奄美群島振興開発特別措置法、山村振興法、小笠原諸島振興開発特別措置法、半島振興法、過疎地域自立促進特別措置法又沖縄振興特別措置法に規定する対象地域又は指定地域を有する市区町村（政令指定都市を除く。）に住所を有しない方

- (イ) 2年以上の地域おこし協力隊経験を有し、かつ、地域おこし協力隊の解嘱の日から1年以内の方（ア）に該当する方を除く。）
- (2) 普通自動車運転免許を有する方
- (3) 一般的なパソコンの操作（SNS等を利用した情報発信を含む）ができる方
- (4) 心身ともに健康で、地域住民と協力しながら活性化活動に取り組める方
- (5) 地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない方

※欠格条項

- ①成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
- ②禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ③姫路市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ④日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※特に、家島地域で将来起業して地域の活性化に貢献していただけるような方に来ていただきたいと考えています。

※制度上、姫路市外からの家島への転入が必要となりますので、既に市内在住の方はご応募いただけません。

6 勤務時間・活動日

1週間の勤務時間を概ね30時間とし、その範囲内で勤務日数を割り振りします。
※島内行事・イベントへの従事など、土曜日、日曜日、祝日の業務が想定されます。

7 任用形態

地域おこし協力隊員（姫路市非常勤嘱託職員）として市長が委嘱します。
※非常勤嘱託職員：姫路市非常勤嘱託職員の任用等に関する要綱に基づき、職員に準ずるものとして勤務時間や休暇等の勤務条件が定められています。

8 勤務場所

主な執務場所は姫路市家島町内の公共施設とします。

9 任用期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日までとします。
※平成32年4月1日以降については、法改正により、非常勤嘱託職員等の任用制度が変わるため、業務上の必要があり勤務実績が適当であるときは、新たな形態で再度の任用を行う場合があります。

10 報酬

月額 161,000円に通勤手当相当額を加算した額

(時給換算で1, 300円程度(週30時間、4週勤務を想定))

(賞与・時間外手当・退職金・その他手当はありません。この月額から社会保険料及び雇用保険料の本人負担分が控除されます)

11 待遇及び福利厚生

- (1) 社会保険・雇用保険に加入します。
- (2) 年次休暇として年10日が付与されるほか、その他特別休暇があります。
- (3) 活動期間中の住居は家島町内に用意します。一部、自己負担が発生する場合があります。
- (4) 引越しに必要な経費、住宅に係る光熱水費、電話通信費、生活に必要な電化製品などは原則自己負担となります。
- (5) その他、活動に必要な経費(消耗品費、研修参加費等)は、総務省の地域おこし協力隊推進要綱(平成21年3月31日付け総行応第38号総務事務次官通知)に基づき、予算の範囲内で姫路市が負担します。

12 応募受付期間及び応募方法

平成31年1月11日(金)から平成31年2月12日(火)までに以下の3点を郵便または信書便にて提出してください(締切日必着)。なお、提出書類は返却しません。

- ① エントリーシート(市のホームページよりダウンロードしてください。)
- ② 履歴書(市のホームページよりダウンロードしてください)
- ③ 住民票の写し(1ヶ月以内に取得したもの。)

http://www.city.himeji.lg.jp/s10/2212381/_36966.html

13 選考

- (1) 第1次選考
書類選考により、結果を平成31年2月中旬頃に応募者全員に文書で通知します。
- (2) 第2次選考
第1次選考合格者を対象に行います。

試験予定日	試験会場	試験内容
平成31年2月27日(水)	姫路市役所北別館	面接

注1) 上記日程は、あくまでも予定であり、詳細については第1次選考合格者に対して別途通知します。

注2) 第2次選考に要する交通費等は応募者の負担とします。

- (3) 第2次選考の結果
平成31年3月初旬頃に、第2次選考者全員に文書で通知します。
※選考の経過や結果についての問い合わせには応じられませんので、予めご了承下さい。

14 その他

応募書類等に不正があることが判明した場合には、合格(採用)を取り消すことがあります。

15 お問い合わせ・応募先

姫路市 市長公室 地方創生推進室 がんばる地域応援室・地域担当

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地

メール：chihou-chiiki@city.himeji.lg.jp

電話：079-221-2207・2833